

狭山市告示第262号

令和2年狭山市告示第198号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6年11月 1日

狭山市長 小谷野 剛

告示中「及び法第18条第2項に規定する計画を通知する」を「並びに法第18条第2項及び第4項に規定する計画を通知する」に、「法第85条第5項及び第6項」を「法第85条第6項及び第7項」に改める。